



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 イ ワ キ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 城 慶 太 郎
(コード番号 8095 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 財 務 部 長 熱 海 正 昭
(TEL. 03-3279-0481)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出するとともに、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」についても提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 77 期 (自 平成 27 年 12 月 1 日 至 平成 28 年 11 月 30 日) 内部統制報告書

2. 訂正の内容

上記の内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。訂正箇所は___線を付して表示しております。

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は平成 29 年 5 月 22 日に、平成 28 年 11 月期の有価証券報告書及び平成 29 年 11 月期第 1 四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

過年度の会計処理等を訂正することとなった要因は、平成 28 年 11 月期、連結子会社において固定資産の減損会計の適用にあたり減損損失の算定に使用する数値に関して、当該連結子会社が平成 22 年 11 月期に新規の連結子会社となった際に、土地・建物の評価差額を計上していたにもかかわらず、このことが考慮されず当該子会社の個別決算上の帳簿価格に基づいて減損損失が計上されたことによるものです。

これらは、該当する会計基準の理解不足、当社の決算・財務報告プロセスにおける該当項目の内部統制について運用が不十分であったなど、財務数値を作成すべき当社の体制に起因した不備であり、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、以下の方針に基づく再発防止策を講じて、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正してまいります。

- ・決算・財務報告プロセスの見直しによる内部統制強化
- ・経理マニュアル（決算業務）の整備による管理体制強化
- ・経理連結決算業務に関する専門知識の習得

以 上